

令和 8 年つくば市議会定例会 9 月定例会議

陳情文書表

受理 番号	受理 月日	件 名	提出者の住所 氏 名	陳情趣旨
陳情 8 第 4 号	7・22	核兵器禁止条約の批准および東海第二原発に関する要請	原水爆禁止日本国民会議 共同議長 ■■ ■■、 ■■ ■■、 ■ ■■ 茨城平和擁護県民会議 代表 ■■ ■■、■■ ■、 ■■ ■■ 茨城県平和フォーラム 代表 ■■ ■■ 脱原発とうかい塾 世話人代表 ■■ ■■	別 紙
陳情 8 第 5 号	7・30	要請書	茨城県平和友好祭実行委員会 委員長 ■■ ■■	別 紙
陳情 8 第 6 号	8・28	■■■■■■議員の、つくば市議会議員として、つくば市民としての義務を果たすよう要望する陳情書	千葉県流山市■■■■■■■■■■ ■ ■■■■■	別 紙
陳情 8 第 7 号	8・31	高エネルギー加速器研究機構南側用地開発に関する住民説明会開催等を求める要望書	つくば市■■■■■■■■■■ データセンターから市民を守る会 ■■ ■■	別 紙



陳情 8 第 4 号

2026 年 7 月 22 日

つくば市議会

議長 黒田 健祐 様

原水爆禁止日本国民会議

共同議長

茨城平和擁護県民会議

代 表

茨城県平和フォーラム

代 表

脱原発とうかい塾

世話人代表

核兵器禁止条約の批准および東海第二原発に関する要請

広島・長崎への原爆投下からこの夏で 81 年になります。あの暑い夏の日、原爆投下の惨禍に会い、生き抜いてこられた被爆者の方々の平均年齢は 86 歳を超え、被爆者の数は減少しています。今なお未解決の課題では、長崎の被爆者が「旧長崎市であったかどうか」で線引きされ、いまだ被爆者と認められずに「被爆体験者」となっていることです。「被爆体験者」は被爆者です。その方々が生きている間に一刻も早い解決と救済が求められていることを訴えます。

現在、世界には 1 万 2 千発以上の核兵器があり、その大半をロシアとアメリカが保有しており、人類は原子爆弾の脅威から逃れることができないでいます。また、ロシアのウクライナへの軍事侵攻、核保有国であるイスラエルによる近隣諸国への攻撃など、今世界で起きている戦争で核兵器使用リスクも高まっている状況にあります。

日本原水爆被害者団体協議会(日本被団協)のノーベル平和賞受賞(2024年)は、国内外に大きなインパクトを与え、核廃絶に向けてとりくんできた私たちも大いに励まされる出来事でした。

しかし、日本政府は核保有国と非保有国の「橋渡し役」を自称しているにも関わらず、「核兵器禁止条約」(TPNW)への不参加の態度を変えていません。すでに世界は核兵器の非人道的な違法性を認めており、核兵器の存在そのものを禁止する国々が動き出していることを考えれば、日本も核廃絶に向けて TPNW への署名・批准をするべきです。

核の放射能被害の問題では、東京電力福島第一原発事故から 15 年が過ぎましたが、県内外に 23,410 人(本年 2 月)が避難生活を続けており、2,350 人(同 2 月)が震災関連死と認定されました。いまだ事故の収束を見通せない中、再び原発推進の政策に舵を切ることは許されません。

県内では東海第二原発の再稼働問題があります。同原発は運転開始からすでに 47 年を過ぎ老朽化した原発であり、原発の周辺 30 キロ圏内には約 92 万人が生活し、首都圏に一番近い原発です。ひとたび、東海第二原発事故が起これば甚大な放射能汚染の被害が発生します。その影響は大きく、首都圏の経済活動も壊滅の危機となります。

日本原電は、東海第二原発の再稼働を目指していますが、2023 年 10 月には安全対策工事の要である防潮堤の基礎工事で、鉄筋の変形やコンクリート柱の施工不良が明らかになり、防潮堤工事はストップし、現在も原子力規制委員会での審査が続いています。

東海第二原発での重大事故を想定した約 92 万人の避難計画では 2 m から 3 m への見直しに伴う避難先の確保、大型バス・福祉車両等の移動手段確保、避難行動要支援者対策等々、未解決の問題が山積しています。

周辺 15 市町村の自治体で進められている避難計画策定の大きな問題点となっているのが、地震など「複合災害を想定した実効性ある避難計画」です。

2 年前の能登半島地震では避難道路の陥没・隆起で車両の移動も困難になりましたが、県内でも 15 年前の東日本大震災では各地で道路損傷、陥没、液状化被害が生じ、車両通行止めが数多く発生しました。しかし、これらの経験が活かされずに、避難計画の策定を発表した自治体の計画は、複合災害対策を想定したものとはなっていません。

私たちは、形だけの避難計画の策定などあってはならないことを強く訴えます。真に実効性ある避難計画策定ができない状況で、原発再稼働を許してはならないことを訴えます。

県内での原子力災害では、1999 年 9 月 30 日に東海村で起きた JCO 臨界事故で 2 人が大量の放射線を浴びて亡くなり、667 名を超す住民などが被曝し、31 万人が屋内退避を経験しました。

世界では化石燃料からの転換や行き場のない使用済核燃料の問題などを直視し、太陽光や風力発電等の再生可能エネルギーへと、原子力に依存しない社会に向かって進んでいます。

つきましては、このような状況を踏まえ、貴自治体に下記の要請をさせていただきます。

記

一、核兵器は非人道的兵器であり、その使用は決して許されないという立場から、日本政府に対して「核兵器禁止条約」の早期批准を求めてください。

一、子どもたちの未来に原子力災害のない安心な社会をつくるため、東海第二原発の再稼働には反対の意思を表明し、廃炉を求めてください。

以上



要 請 書

1945年8月、広島・長崎に原子爆弾が投下され、今年で81年を迎えます。原子爆弾は30万人の生命を奪っただけではなく、被爆により今も健康不安を覚えながら生活を送る人たちもいます。一方で、戦争体験者の高齢化により、被爆・戦争体験の風化が進んでいます。

私たちには、核兵器と戦争の残酷さを後世に伝え、二度と同じ過ちを繰り返さないよう語り継いでいくことが求められています。

アメリカ・政権は、今年1月にはベネズエラへ軍事攻撃を行い、大統領夫妻を拉致しました。さらに2月には、イスラエルとともにイランへの軍事攻撃を行うなど、自らの意に沿わない国家・政権を武力で屈服させようとする姿勢を鮮明にしています。また、ロシアとウクライナの軍事衝突が発生してから4年が経過しますが、未だ停戦の目途は立っていません。2023年から続くイスラエルによるパレスチナ・ガザ地区への攻撃は、日に日に激しさを増すばかりです。

このような世界情勢の中、かつての悲惨な戦争の経験からつくられた日本国憲法、特に9条を持つ日本が果たすべき役割は重要です。日本政府は周辺国の「脅威」を口実に、軍事予算の増加や軍備の拡大を進め、非核三原則の放棄さえも示唆するなど、「戦争のできる国」へと進みつつあります。戦争によって犠牲になるのは、青年であり、労働者です。私たちは、青年労働者の立場から、武力ではなく、憲法を活かした平和外交への転換を訴えます。

また、核の被害は戦争だけで起こるものではありません。2011年に発生した福島第一原発事故では、15年が経過した今もなお2万人以上の人々が避難生活を余儀なくされています。「核と人類は共存できない」という事実に基づき、原子力エネルギーからの脱却と自然エネルギーへの転換を進めていく必要があります。

私たちは、過去の事実に学び、悲惨な戦争と核の被害を繰り返さないために、「語りつごう、走り続けよう、ヒロシマ・ナガサキ・オキナワの心を！」をスローガンに県内44市町村に対して要請行動に取り組んでいます。

つきましては、取り組みの趣旨を御理解いただきつくば市におきましても、下記の要請に添えていただけるようお願いいたします。

記

- 一、平和行政を推進するため、原爆パネル展や映画上映などの平和事業を行い、次代を担う子どもたちへ「被爆・戦争体験」を継承する具体策を進めること。
- 一、福島第一原発事故で明らかになった「原子力の安全神話の崩壊」を直視し、東海第二原発をはじめとしたすべての原発の廃炉を求めるとともに、原子力エネルギーからの脱却と自然エネルギーへの政策転換を求めるよう、関係各方面に働きかけを行うこと。
- 一、被爆国として世界のすべての核兵器・核実験に反対の意志を表明すること。

2026年7月30日

つくば市議会議長 黒田 健祐 殿

茨城県平和友好祭実行委員会
(自治労茨城県本部青年部)



陳情 8 第 6 号

2026年8月28日

つくば市議会議長

黒田健祐 様

議員の、つくば市議会議員として、

つくば市民としての義務を果たすよう要望する陳情書

陳情者 住所 千葉県流山市

氏名

連絡先

陳情趣旨

・ことは平成30年12月11日、当方の娘（ ）、に対し

氏が殴る等の暴行を加えられた事件に遡ります。

この事件で、娘は約2週間の安静加療を要する顔面打撲・座礁の傷害を負わ

せた行為にとどまらず、令和2年6月18日午前10時30分ごろから、同日

午前11時ころまでの間、茨城県つくば市 所在の

方居室内において、娘に対し暴行を加え、1

週間の安静、加療を要する右上腕、下口唇、右顎、左手関節、右下腿、右鼠径部、右手、右肩及び胸部挫傷を負わせた事件がありました。

前科があると聞いていたので、このような悲劇を繰り返さないためにも、刑事事件にして有罪にしたかったです。

一方、[REDACTED]氏は部割賦購入できなかった状況でした。

それで、娘は身代わりとなり、娘名義で車を割賦購入し、その車を[REDACTED]
[REDACTED]氏が乗っていたという事情がありました。

また、任意保険に加入していなく、事故を起こされて賠償能力がなかった場合、こちらに責任が及ぶのを避けたいという背景もあり、車を取り戻すことを第一に考えざるを得ませんでした。

女性の裁判長からは、今度は実刑になる可能性が高いので取り下げないほうが良いと言われましたが、やむなく示談にすることにしました。

示談内容として娘名義の車の引き渡しと、金 100 万円を振り込む等の内容で和解しました。

最初の示談金 20 万円はすぐに支払われました。残りを一括での支払いは無理とのことだったので、相談に乗ってあげました。

残りは令和2年8月から同年10月まで毎月末日限り、20万円ずつ、令和2年11月から令和3年2月まで毎月末日限り5万円ずつ、という条件でした。

しかし、示談金の振込は[REDACTED]氏の保証人の兄弟からも次第に無くなり、弁護士の先生に相談し、払期日は令和7年3月末日とし再度督促をしていただきました。

その結果、たびたびの督促により令和7年1月21日に40万円支払われました。

しかし、期日までに全額支払われることはありませんでした。そのため、損害賠償請求事件の少額訴訟の審理の裁判を令和7年4月に入りすぐ依頼し、書類を作成していただきました。その後、弁護士の先生からは、訴状作成等の手付金の請求がありました。その金額は16万5千円でした。

のちに、令和7年5月17日に示談金の残額402,172円が振り込まれたとの連絡をいただきました。しかし、時すでに遅しです。

この内容では、当方に手付金の負担義務はありません。

このような背景がありましたので、つくば市議会議員として、つくば市民としての義務を果たすよう陳情する次第です。

資料として当時の示談書を資料として提出いたします。

陳情事項

- ・直ちに損害賠償請求事件の少額訴訟手付金 16 万 5 千円の支払を求めます
- ・前回令和 7 年 5 月 30 日の陳情から何の連絡もなく時間が過ぎたことについ

て、つくば市議会議員としての文章での説明責任を求めます

示 談 書

〔以下「甲」という。〕、〔以下「乙」という。〕
及び〔以下「丙」という。〕は、本日、以下のとおり合意した。

1 乙は、甲に対し、乙の甲に対する現在までの以下(1)及び(2)の暴行を含む全ての行為（以下「本件」という。）により、甲に多大な肉体的・精神的苦痛を与えたことを深く謝罪し、甲はこれを受け入れる。

(1) 乙が、令和2年6月18日午前10時30分ころから同日午前11時ころまでの間、茨城県つくば市〔 〕所在の〔 〕
〔 〕乙方居室内において、甲に対し暴行を加え、甲に1週間の安静、加療を要する右上腕、下口唇、右顎、左手関節、右下腿、右鼠径部、右手、右肩及び胸部挫傷の傷害を負わせた行為

(2) 乙が、平成30年12月11日、甲に対し殴る等の暴行を加え、甲に約2週間の安静、加療を要する顔面打撲・挫傷の傷害を負わせた行為

2 乙は、甲に対し、本件の示談金として金100万円の支払義務があることを認める。

3 乙は、甲に対し、本日、前項の金員のうち金20万円を支払い、甲はこれを受領した。

4 乙は、甲に対し、第2項の金員から前項の金員を控除した残額の金80万円を、次のとおり分割して、甲指定の下記口座へ振り込む方法により支払う。振込手数料は乙の負担とする。乙が当該支払を怠った場合には、乙は甲に対し、年14.6%の割合による遅延損害金を支払う。

(1) 令和2年8月から同年10月まで毎月末日限り 20万円ずつ

(2) 令和2年11月から令和3年2月まで毎月末日限り 5万円ずつ

記

〔 〕銀行 〔 〕支店 〔 〕 〔 〕

- 5 丙は、甲に対し、乙の甲に対する第4項の債務を連帯保証する。丙は、甲代理人に対し、自己の勤務先の情報を提供し、令和3年2月末日までに勤務先が変更となった場合には、変更後の勤務先の情報を甲代理人に告知する。
- 6 乙は、甲に対し、本日、乙が所持する甲所有の自動車（、登録番号：、車台番号：、以下「本件自動車」という。）の鍵を交付し、甲はこれを受領した。乙は、本件自動車に関する所有権（持分）及びすべての請求権を放棄する。
- 7 甲は、乙に対し、本日、甲が所持する第1項(1)記載の乙方の鍵を交付し、乙はこれを受領した。
- 8 乙方内に存する甲の所有物につき、乙は、甲から令和2年7月末日までに物品を特定の上引渡しの要求がされた物品について、乙方内を確認の上、乙において見つけることができた物品を、同年8月15日までに郵便で甲代理人の住所宛に送ることとする。甲は、令和2年7月末日までに引渡しを要求をしなかった乙方内の甲の所有物については、所有権を放棄し、乙において処分されても異議を述べない。
- 9 乙は、乙が所持する甲に関するデータを全て消去し、今後、本示談書の履行のためその他のやむを得ない場合を除き、その意思に基づいて、甲及び甲の親族に接触せず、一切の連絡をとらないことを確約する。乙が本条に違反して甲に接触又は連絡を取った場合には、甲に対し、違約金として金300万円を支払う。
- 10 甲は、本件について、乙からの謝罪を受け入れ、乙の刑事処罰を求めない。甲は、乙に対する第1項(1)及び(2)の行為にかかる申告を含む一切の告訴及び被害届を取り下げ、今後、本件について告訴及び被害届の提出を行わない。
- 11 甲、乙及び丙は、甲乙間及び甲丙間に、本示談書のほか、それぞれ何らの債権債務関係が存しないことを確認する。

令和 2 年 7 月 20 日

(甲)

住所：

〒 [redacted] 千葉県松戸市 [redacted]

氏名： 甲代理人

(乙)

住所：

〒 [redacted] 千葉県松戸市 [redacted]

氏名：乙代理人弁護士

(丙)

住所： 茨城県かすみぐら木 [redacted]

氏名：



【要望書】

高エネルギー加速器研究機構南側用地開発に関する 住民説明会開催等を求める要望書

つくば市長 宛
つくば市議会 宛

現在、高エネルギー加速器研究機構(KEK)南側用地において、巨大データセンターおよび大型物流施設の建設計画が進められています。

本計画について、事業者からつくば市へは「周辺住民への説明を実施し、異議はなかった」との報告が提出され、それを前提として開発許可が行われたとされています。

しかしながら、周辺住民の中から「説明を受けていない」「文書が届いていない」「同意した認識がない」という声が寄せられています。

よって、以下の事項を要望します。

【要望事項】

1. 周辺住民を対象とした正式な説明会を開催すること
2. データセンター・物流施設の計画内容を詳細に説明すること
3. 騒音・排熱・排ガス・異臭・交通量などの環境影響について説明すること
4. 住民の意見を聴取する協議の場を設けること

氏 名	住 所	電 話

【問合せ先】 データーセンターから市民を守る会:

住所: つくば市

電話:

メール: